

要 望 書

平成 2 3 年 6 月 1 7 日

四国 4 県議会正副議長会議

目 次

- 1 震災対策関係施策の充実・強化について 1 頁
- 2 原子力発電所の安全対策の強化等について 5 頁

1 震災対策関係施策の充実・強化について

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、わが国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、それに伴って発生した大津波も加わって、東日本を中心に甚大な被害をもたらした、未曾有の大災害となっている。

現在もなお、被災地では懸命な救助活動が続けられているが、死者、行方不明者は3万人に迫る勢いで増加している。

過去を振り返ると、平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、6,400名以上の生命が失われる甚大な被害をもたらした。平成12年10月には、鳥取県西部地震が発生、平成13年3月の芸予地震では、四国地方、特に愛媛県において大きな被害を受けた。

また、最近では、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）をはじめ、平成20年6月に岩手・宮城内陸地震が発生し、各地で甚大な被害がもたらされた。さらに、昨年2月に発生したチリ地震では、日本において遠地津波による人的被害はなかったものの、養殖施設に被害が出たことは記憶に新しいところである。

四国地方においては、南海トラフ等を起因とする巨大海溝型地震、中央構造線活断層系による大規模直下型地震及び太平洋岸地域での遠地津波被害の発生が懸念されている。

政府の地震調査委員会は、今後30年以内に南海地震が発生する確率を60%程度と公表しており、切迫度がますます高まってきている。平成18年12月には、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、四国4県の全ての市町村が地震防災対策推進地域の指定を受けたところである。

また、これに東海・東南海・南海の3つの地震の連動発生も大いに懸念されているところであり、国において、今後、東海・東南海・南海地震の3連動地震を想定した広域防災対策について検討を開始することとされたところである。

今後は、県はもとより市町村においては、地震防災対策上緊

急に整備すべき施設の整備をはじめとする地震防災対策を定めた「推進計画」に基づき、また、一定の津波浸水が予想される地域に存する特定の事業者においては、津波からの円滑な避難の確保等を定めた「対策計画」に基づき、官民一体となって実効性のある地震防災対策の推進に努めていく必要がある。

また、被災者の生命に直結する医療救護活動において、現場での効果的な対応を阻む多くの事象が生じ、都道府県単位での震災対策では対応できない課題が明らかになっており、国において災害時の医療救護支援のあり方を早急に見直す必要がある。

よって、国におかれては、地域住民の安全と安心な生活を確保するため、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

1 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき指定された東南海・南海地震防災対策推進地域において、被害の軽減に向けた対策を着実に推進できるよう、さらなる財政支援の充実を図ること。

2 平成20年6月の「地震防災対策特別措置法」の改正によって、大規模な地震により倒壊又は崩壊の危険性が高い建物の耐震化は補助率の嵩上げ等の充実が図られたが、I s 値0.3以上0.7未満の公立学校施設の耐震化についても、I s 値0.3未満の施設と同様に補助率の嵩上げや交付税措置の拡充を図ること。

さらに、同法第6条の3に規定される私立の小中学校等への財政上、金融上の配慮について、早期に具体化を図るとともに、保育所や公立高等学校の耐震化について、財政支援の充実を図ること。

加えて、災害時には活動拠点となる耐震強化岸壁整備施設等について、新たに「国の負担率」の嵩上げ対象とすること。

3 震災につよいまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上や、津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路・橋梁・港湾の整備や土砂災害からの保全など震災対策を推進すること。

とりわけ、命の道としての「四国8の字ネットワーク」の

整備促進等、総合的かつ計画的な施設整備については、予算の重点配分及び国費率の嵩上げを行うとともに、事業評価にあたっては「費用便益比（B / C）」のみによるのではなく、「防災性の向上」の観点を反映すること。

また、災害時に重要な役割を担う医療機関の耐震化を加速させるため、医療施設耐震化臨時特例交付金による事業と同様の新たな助成制度の創設、現行の医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引き上げと、災害時に道路等が寸断された際、各地域での医療活動の拠点としての役割が期待される有床診療所を補助対象とすること。

あわせて、浸水や大規模停電における電源確保対策を講じること。

- 4 四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。

特に、四国沖から紀伊半島沖にかけての南海トラフ及び伊予灘、日向灘においては、東海地震並みの調査・観測・伝達体制を早急に整備すること。

さらに、東海・東南海・南海地震の3地震が連動して発生した場合の地震動及び被害想定を推計を早急に行い、広域的な防災対策について検討を開始すること。

- 5 中山間地域や離島における孤立防止対策を早期に確立すること。

- 6 防災無線の整備、ハザードマップの策定に関し、早急な普及のための支援措置の拡充を図ること。

- 7 被災者生活再建支援法については、対象となる自然災害に係る戸数の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償をするなど所要の措置を講じること。

- 8 大規模災害発生時に、被災地域以外の都道府県からの広域的な支援を被災地域が適切に受援できるよう、総合的な調整を行う体制を構築すること。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動など発災直後の救命に重点を置いたこれまでの災害医療体制に加え、被災地域の医療機関の継続的な活動への支援や、避難所等における健康状態の悪化への対応など、長期にわたる、広域的な医

療救護支援体制を早急に構築すること。

- 9 情報通信インフラが広範囲にわたり破壊されるような大規模災害時にあっても、被災地域での救命、医療活動を速やかに行うための被災状況の把握と情報共有が可能となるよう、通信衛星等を活用した通信手段の構築などにより、被災地域での情報通信手段を確保すること。
- 10 広範囲かつ長期にわたる避難生活から生じる被災者や医療機関の医薬品及び衛生材料のニーズに対応できるよう、県を超えた広域的な医薬品等の確保と供給体制を検討すること。
- 11 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の1割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度の充実を図ること。
- 12 昭和56年以前に建設された住宅の耐震性確保を促進するため、自治体を実施している耐震改修の助成制度に対し、国が定額の上乗せ補助制度を創設すること。また、耐震性の向上と居住性の向上をセットにしたリフォーム事業についても、上乗せ補助等の制度を創設すること。

2 原子力発電所の安全対策の強化等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う大津波により、東京電力福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質を放出する重大事故が発生した。

この事故は収束に向かうことなく、4 月 12 日には、経済産業省原子力安全・保安院は、この原発事故の深刻度を示す国際評価尺度(I N E S)の暫定値を、史上最悪の原子力事故とされるチェルノブイリ原発事故と同じレベル 7 に引き上げると発表し、日本のみならず世界に衝撃を与えた。

現在、発生から約 3 カ月経過したが、原発から半径 20 k m の範囲が、立入禁止とされる警戒区域に設定され、多数の住民が、いつ帰郷できるかまったくわからない状況での避難生活を余儀なくされている。

さらに、半径 20 k m 以遠の周辺地域においても、気象条件や地理的条件により、事故後 1 年以内に積算線量が 20 ミリシーベルトに達する恐れのある地域が計画的避難区域に指定され、5 月 15 日から計画避難が開始されている。

また、広範囲にわたる周辺地域では、農作物や水産物の汚染と併せ、根拠のない風評により、深刻な経済的被害が生じている。

このような中、国は、5 月 6 日に「30 年以内にマグニチュード 8 程度の地震が発生する可能性が 87% ある」といわれる東海地震の想定震源域に立地することを理由として、中部電力に浜岡原子力発電所の全面停止要請を行い、それを受け、中部電力は停止を決断し、5 月 14 日に浜岡原子力発電所は全面停止されている。

国は、他の原子力発電所は安全というものの、その安全基準を示さないまま、浜岡原発のみ停止要請を行ったものであり、国民の原子力発電所に対する不安は払しょくされるばかりか、かえって不信感が広がっている。

とりわけ、原発立地地域住民の不安と疑念は深刻であり、特に、四国に立地する伊方原子力発電所は、近く発生すると予測されている東南海・南海地震による被害が懸念され、また、発電所の前面海域に中央構造線断層群が存在していることから、

住民の不安は計り知れない。

また、観光面でも、海外などからの観光客の落ち込みといった影響が生じるなど、事故の影響は、国内外、広範囲に及んでおり、今後、事態が長期化すると、海外の消費者から、日本全体が敬遠される懸念がある。

よって、国におかれては、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するとともに、風評被害等の二次的被害も防止するため、次の事項について、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
併せて、原子力発電所への武力攻撃や大規模テロなどに対する安全対策にも取り組むこと。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 5 原発事故を受け、輸出品等に係る放射線検査や安全証明書発行の需要が高まっていることから、企業等からの要望に即応できるよう、検査体制等の充実・強化を図ること。
- 6 原発事故による放射性物質の農畜水産物や工業製品への影響が問題となっており、安全・安心のための基準値の設定などの対応を講じること。
- 7 主要な輸出先国・地域において、食品をはじめとする日本製品の検査や規制を強化する動きがある中で、各国に対し、科学的・客観的根拠のない過度の規制や禁輸措置を取らないよう働き掛けること。

また、輸出品や観光への海外の消費者などからの懸念を払しょくするため、安全性についての情報発信の強化を図ること。

四国4県議会正副議長会議

香川県議会議長 山本 直樹

徳島県議会議長 岡本 富治

愛媛県議会議長 寺井 修

高知県議会議長 中西 哲

以上代表者

愛媛県議会議長 寺井 修